「埼玉県海外ビジネス可能性調査」業務委託仕様書

- ・ 本仕様書は、埼玉県(以下「甲」という。)が発注する「埼玉県海外ビジネス可能性調査」業務委託について提案する者(以下「乙」という。)の提案内容について、必要な事項を定めるものである。
- この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、甲は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補 者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 「埼玉県海外ビジネス可能性調査」業務概要

(1)目的

アジア、中東、アフリカ等における加工食品市場の流通体系や規制等を中心とした輸出環境の調査・分析を行い、県産品輸出の販路拡大の可能性を探り、輸出に取り組む県内事業者を支援する資料を作成するとともに、令和7年度以降の県産品の輸出促進施策の検討に資することを目的とする。

2 委託業務内容

アジア、中東、アフリカ等における輸出環境調査

- (1)一次調査
 - ①調査品目は、以下のア「調査対象品目」(以下、「品目」という)の調査必須品目 (日本酒)に加え、調査候補品目から2品目以上を選定する。
 - ②イ(ア)から(ウ)に示す3つの「対象エリア」から合計6か国・地域以上を選定する。
 - ③①で選定した品目について、②で選定した国・地域ごとに、ウ「調査項目」に関する輸出環境調査を提案する。
 - ④③の調査以外で、調査を実施した方が効果的な分析が可能となる品目と国・地域の 組み合わせがある場合は、③の調査に上乗せしてその旨を予算の範囲内で提案する こと。
 - ⑤受託者が決定した後に、甲乙協議の上、調査対象を確定するものとする。

ア 調査対象品目

- <調査必須品目>日本酒
- <調査候補品目>茶、麺類、菓子類、調味料(うち2品目以上)
- イ 対象エリア
 - (ア) アジア (シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、台湾、香港のうち3か国・地域以上)
 - (イ)中東(UAE、カタール、サウジアラビアのうち1か国以上)
 - (ウ) アフリカ(南アフリカ共和国、エジプト、ナイジェリアのうち1か国以上)

ウ 調査項目

- (ア) 調査品目の流通状況及び日本からの輸入実績
- (イ)調査品目の輸入及び流通に係る規制、課題等(法令、検疫状況、宗教、商習を含む。)
- (ウ)調査品目ごとの成功事例

(2) 二次調査

二次調査では、以下ア「調査項目」について調査を行う。乙は、(1)一次調査の結果を基に、二次調査の調査対象候補となる2か国程度及び調査品目を選定し、その理由とともに甲に提案する。甲と乙は協議を行い、二次調査の対象国及び調査品目を決定する。

なお、本項目は現地調査も実施する。

ア 調査項目

- ① 小売店、レストラン等における調査品目の流通、販売状況
- (ア) 主要な輸入業者から販売業者までの流通体系及び業者名
- (イ) 上記輸入業者等の調査品目の取扱のトレンド及び日本産調査品目の取扱の有無
- ② 県産調査品目の輸出可能性
- (ア) 県産調査品目のサンプル送付等による需要見込み聞き取り
- (イ) 他国産と比較した県産調査品目の競争優位性
- (ウ) 消費者の志向性及びそのトレンド
- (エ)調査結果に基づく効果的な販売方法等

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

4 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて適宜実施することとし、打合せ協議の概要を乙が取りま とめ、甲に確認を求めるものとする。

5 成果物の提出

(1)中間報告

乙は、調査結果中間報告を、令和6年9月13日までにワード形式、エクセル形式 又はパワーポイント形式で提出すること。

(2)報告書

乙は、報告書を、令和7年2月28日までにワード形式、エクセル形式又はパワーポイント形式で提出すること。

※(1)、(2)の成果物の提出は、事前に甲の確認・承認を受けた上で提出すること。

(3) 成果物の帰属

成果物の管理及び権利の帰属は、すべて甲のものとし、甲が承諾した場合を除き、 乙は成果物を公表してはならない。

6 再委託

乙は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

8 事業完了後の手続き

(1)業務完了報告

乙は、報告書の提出をもって業務完了の報告を行ったものとする。

(2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めに応じ、受託業務の処理状況について随時報告する。

9 その他

(1)納入成果物を始めとした全ての提出物及び甲と乙の会話、文書、メール等全ての意思疎通は日本語を用いることとする。

本業務委託の連絡担当者は、日本語による通訳等を介さない意思疎通が可能であり、甲の意思を正確に把握可能な者とする。

- (2) 乙は、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と協議し、甲の指示に従うものとする。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、個人情報保護法に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報に保護に努めるものとする。
- (4) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施 を含む必要な措置を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求 等をなすことができるものとする。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕 様書の内容を一部変更可能とする。